

仕 様 書

売払人と買受人とは、レントゲンフィルム売払契約について、契約書に定めるほか、次のとおり定める。

1. 品 名 レントゲンフィルム
2. 売払予定数量 32, 500kg (ただし、予定数量は梱包する箱を含む概算の数量であり、実際の売払い数量を保証するものではない。)。
※1 買受人は、当該物品を引き取る際に登録計量証明事業所で重量を計測し、計量証明書を提出すること。その証明書に記載された数量をもって売払数量とする。
※2 応札予定業者で保管場所の確認をしたい者は、事務室と日程調整の上確認することができる。
3. 引取期間 契約締結の日から令和2年1月31日まで
※作業時間は平日又は土・日・祝日における日中(夜間を除く。)とし、買受人と事務室との協議により決定するものとする。)。
4. 引取場所 広島市民病院(西棟地下1階・地下2階倉庫内及び東棟10階)
5. 売払金額 上記「2. 売払予定数量」に契約単価を乗じて得た金額。
6. 納付方法 買受人は上記「5. 売払金額」を、売払人の指定する日時までに指定口座に入金すること。
7. 費用負担 レントゲンフィルム引き取りから処分に係る一切の費用(収集運搬費・焼却費・精錬費等)は買受人の負担とする。
8. 引取量の報告
 - (1) 引取量については担当者に報告書を提出すること。
 - (2) 報告書には登録計量証明事業所発行の計量証明書を添付すること。
9. 業務履行にあたっての注意事項等
 - (1) 契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡してはならない。
 - (2) 物品を引取るときは、売払人の指示に従って行うものとする。
 - (3) 当該物品を原形のまま自ら使用することや、第三者に譲渡することを禁ずる。
 - (4) 売払人は当該物品の瑕疵について一切責めを負わない。
 - (5) 契約の履行にあたり、売払人または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (6) 当該物品の運搬にあたっては、積替保管を行うことなく当院から直接処理施設へ搬入すること。やむを得ず積替保管を行う場合は、事前に文書で売払人の了承を得ること。
- (7) 搬出・運搬の際、車両から当該物品が飛散落下しないよう十分な対策を講ずること。
- (8) 作業の工程で残さが生じた場合は、産業廃棄物として適正に処分すること。
- (9) 当施設が医療機関であることを認識し、施設内外で作業の際は、何人にも不快感を与えないよう十分留意すること。
- (10) 作業中にレントゲンフィルムの閲覧、複写などの行為は一切行ってはならない。
- (11) 契約の履行にあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (12) 契約の履行にあたっては、道路交通法、公害防止に関する諸法等関係法令を遵守すること。